

令和4年11月25日付鳥取県公報号外第75号別冊

令和3年度決算に係る
定期監査等結果報告書

令和4年11月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 1 0 5 号
令和4年11月25日

鳥取県議会議長 内田博長様
鳥取県知事 平井伸治様
鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹様
鳥取県公安委員会委員長 久本雅義様
鳥取県人事委員会委員長 小松哲也様
鳥取県労働委員会会長 三谷裕次郎様

鳥取県監査委員 桐林正彦

鳥取県監査委員 山根朋洋

鳥取県監査委員 奈良井 恵

鳥取県監査委員 福田俊史

定期監査等結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して令和3年度決算に係る定期監査を執行しました。

また、当定期監査から国費に係る多額の未収金が確認されたため、同法第199条第2項の規定に基づき、同基準に準拠して行政監査を執行しました。

については、同条第11項の規定に基づき勧告するとともに、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

第1 監査結果報告	1
1 監査の概要	1
(1) 監査の種類	1
(2) 監査の範囲及び目的	1
(3) 監査の実施方法	1
(4) 監査対象機関の数	2
(5) 監査実施期間	2
(6) 監査の執行者	2
2 監査の実施状況	3
(1) 概要	3
(2) 効告	3
(3) 指摘・注意事項及び実施状況	4
ア 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局	5
イ 令和新時代創造本部	6
ウ 交流人口拡大本部	6
エ 危機管理局	8
オ 総務部	8
カ 地域づくり推進部	10
キ 福祉保健部	11
ク 子育て・人財局	12
ケ 生活環境部	12
コ 商工労働部	13
サ 農林水産部	14
シ 県土整備部	16
ス 総合事務所	17
セ 会計管理局	18
ソ 企業局	18
タ 病院局	19
チ 教育委員会	19
ツ 警察本部	22
テ 監査委員事務局	22
ト 人事委員会事務局	22

ナ 労働委員会事務局	23
ニ 県議会事務局	23
第2 定期監査の監査意見	24
1 あんしんトリピーメール・あんしんトリピーなびの利用促進について	24
(危機管理局危機対策・情報課)	
2 獣医師資格を要する職員、土木技師等技術職員の確保について	24
(総務部行財政改革局人事企画課	
生活環境部環境立県推進課、くらしの安心局くらしの安心推進課	
農林水産部農林水産政策課、畜産振興局畜産課	
県土整備部県土総務課、技術企画課)	
3 空き家対策について	25
(地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課)	
4 発掘された埋蔵文化財の整理、保存及び利活用について	26
(地域づくり推進部文化財局とつとり弥生の王国推進課、埋蔵文化財センター)	
5 テレワーク導入の推進について	26
(商工労働部雇用人材局とつとり働き方改革支援センター)	
6 河川・道路ボランティアについて	27
(県土整備部技術企画課)	
(再掲) 行政監査の監査意見	28
第3 定期監査の重点事項の調査結果	29
○ 手数料収入の事務手続について	
(参考1) 令和3年度決算に係る定期監査の処置の概要	37
(参考2) 監査処置基準等について	39

第1 監査結果報告

1 監査の概要

鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し、及び鳥取県監査実施要綱（令和2年2月18日監査委員決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の範囲及び目的

監査基準第2条第1項第1号の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。

(3) 監査の実施方法

定期監査は、実施要綱第2章に基づき事務監査を行い、その後、本監査を行った。

① 事務監査

複数の職員が監査資料を基にして、責任ある立場にある者及び担当者から説明を聴取し、関係する書類又は帳簿を検査し、並びに必要に応じて、資料の提出を求め、又は現場を検分する方法により行った。ただし、監査等執行計画において、監査対象機関の本監査を書面監査により実施することとした監査対象機関については、監査資料を基に行った。

② 本監査

監査資料を基にして実地監査を行ったが、監査等執行計画において書面監査により実施することとしている監査対象機関の本監査は、監査資料を基に書面監査を行った。

なお、令和3年度決算に係る定期監査の実施においては、新型コロナウイルス感染症対策として非接触型勤務の徹底が求められたことから、状況に応じて、事務監査においては、説明の聴取や関係する書類又は帳簿の検査を省略し、本監査においては、実地監査から書面監査へ変更した。

(4) 監査対象機関の数

区分	監査対象機関の数	監査を実施した機関の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事部局	153	153	39	114
企業局	3	3	3	0
病院局	3	3	3	0
教育委員会	49	49	1	48
警察本部	10	10	1	9
各種委員会等	3	3	0	3
議会事務局	1	1	0	1
合計	(221) 222	(221) 222	(49) 47	(172) 175

注1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ1機関としている。

2 合計欄の（ ）は前年度の数である。

(5) 監査実施期間

事務監査：令和4年5月23日から同年9月13日まで
(令和4年9月29日、30日)

本監査：令和4年6月10日から同年9月20日まで
(令和4年10月19日)

(注) () 内は行政監査の実施期間である。

(6) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 桐林正彦
同 山根朋洋
同 奈良井 恵
同 福田俊史

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員福田俊史は、県議会事務局（監査実施日：令和4年8月9日）について監査を行っていない。

2 監査の実施状況

(1) 概 要

監査の処置区分には勧告、指摘及び注意がある。不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等のうち、監査委員が特に必要と認めたものは**勧告事項**とし、それ以外のものを**指摘事項**とした。また、不適正の度合いが比較的軽易なものは**注意事項**とした。

(2) 勧 告

今回、監査を行った結果、1件の勧告事項に該当する事項があったので、その内容を公表した。

また、特に措置を講ずる必要があると認められたので、別途文書により知事に対し、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるよう通知し、当該措置の内容を通知するよう求めた。

なお、勧告の内容は、次のとおりである。

国土交通省所管の令和3年度道路事業補助金に係る多額の収入未済(2,486,832,000円)が生じたことについて、会計法第48条に基づく法定受託事務に係る手続不備によるものと考えられたため、事務の状況について定期監査と併せて行政監査を実施した。

監査の結果、次の事項について、特に措置を講ずる必要があると認めるので、再発防止策を講ずるよう勧告します。

〔勧告事項〕

- 【平成31年度設定国債】地域連携道路事業費・令和3年度現年外4件の国庫補助金について、歳入状況の確認を行わなかつたため、著しく多額(2,486,832,000円)の収入未済が発生した。(県土整備部道路建設課)

また、行政監査の結果を踏まえ、次のとおり監査意見を提出します。

〔監査意見〕

次の事項について検討の上、改善を図られたい。

- 1 国費担当課（法定受託事務として国の会計事務を行う課）はもとより、関連する事務を処理する地方機関を含めて職員に国費事務について、理解促進を図ること。
- 2 国費事務処理に関するマニュアルについて、必要な改正を行うとともに、関係職員への理解の促進を図ることと併せて、会計指導課が国費の決算見込額を

照会する際には、別系統の業務である国の官庁会計システムでの支出負担行為額と県の財務会計システムでの収入済額の整合性を確認させた上で報告すること。

また、国費事務の各段階において課長や課長補佐が具体的に関わることを担保する方策を取り入れて実効性を確保すること。（例：会計指導課への確認報告等は課長又は課長補佐が自らのパソコンで回答する。）

3 1、2を前提として、組織的な進捗管理、履行確認についてその徹底を図るよう業務適正化において重要なリスクへの位置付けや業務点検チェックリストの見直しなど、具体的な対応を行うこと。

また、国費事務に限らず、会計処理全般について確実な確認行為が行われるよう意識醸成を図るとともに、具体的な方策とその確実な励行を確認する実効性のある取組と活動を進めること。

4 会計指導課及び国費担当課において、国費収入事務を処理できる職員をあらかじめOJTなどの手法により複数養成しておくこと。

5 会計指導課と各国費担当課との連携を密に行うこと。また、職員間の事務引き継ぎについては、上司が内容を確認するなど、漏れのないように徹底すること。

6 事務改善を組織的に進めること。

（3）指摘・注意事項及び実施状況

指摘事項については、該当する事項があったので、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求めた。

また、次に掲げるとおり注意事項に該当する事項もあったので、該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、別途文書により是正を求め、または注意を喚起した。

ア 収入事務

多額の未収金、調定の遅延、納入期限の設定誤りその他の収入事務手続の不適正

イ 支出事務

支払遅延、支出金額の誤りその他の支出事務手続の不適正

ウ 契約事務

見積書の不適正、検査員の任命の不適正その他の契約事務手続の不適正

エ 補助金等事務

交付決定の遅延その他の補助金等に係る事務手続の不適正

オ 財産管理事務

物品の取得、管理及び処分の事務手続の不適正その他の財産管理事務手続の不適正

なお、指摘事項の内容は、次の実施機関別の状況に記載している。

○ 実施機関別の状況

ア 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
新型コロナウイルス感染症対策総合調整課	令和4年9月20日	書面監査
新型コロナウイルス感染症対策推進課	令和4年9月20日	"
新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム	令和4年9月20日	"

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務委託について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（新型コロナウイルス感染症対策推進課）
- 令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務委託について、予定価格調書を見積書受領後に作成していた。（新型コロナウイルス感染症対策推進課）
- 令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務委託について、委託料が支払われていなかった。（新型コロナウイルス感染症対策推進課）
- 新型コロナウイルス感染症対策医療提供体制検討プロジェクト会議における助言者への報償費及び特別旅費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（新型コロナウイルス感染症対策推進課）

イ 令和新時代創造本部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
政策戦略監 新時代・SDGs推進課	令和4年8月26日	書面監査
〃 総合統括課	令和4年9月2日	〃
広報課	令和4年9月20日	〃
女性活躍推進課	令和4年9月13日	〃
統計課	令和4年9月6日	〃
男女共同参画センター	令和4年7月20日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 第1回SDGs推進モデル創出補助金審査会外4件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(政策戦略監新時代・SDGs推進課)
- 月刊「Monogram」への鳥取和牛記事掲載業務について、支出負担行為の事務手續が遅延していた。(広報課)
- 「婦人公論」への広告掲載業務について、支出負担行為の事務手續が遅延していた。(広報課)

ウ 交流人口拡大本部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
ふるさと人口政策課	令和4年8月29日	書面監査
東京本部	令和4年9月14日	実地監査
関西本部	令和4年8月31日	〃
名古屋代表部	令和4年8月30日	〃
観光交流局 観光戦略課	令和4年9月2日	書面監査
〃 国際観光誘客課	令和4年8月29日	〃

実施機関	実施日	実施方法
観光交流局 交流推進課	令和4年8月4日	実地監査
" まんが王国官房	令和4年8月17日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 地域課題を解決する“鳥取型福業モデル”実施委託業務プロポーザル審査会委員報酬について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(ふるさと人口政策課)
- テレワーク鳥取暮らしに係るテレビ媒体等による情報発信業務に係る委託契約について、積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。(ふるさと人口政策課)
- 地域のサイクルツーリズム推進講演会の動画配信料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(観光交流局観光戦略課)
- 「#WeLove山陰キャンペーン」及び「スペシャル・ウェルカニキャンペーン」運営業務委託契約について、業務期間を遡っていた。(観光交流局観光戦略課)
- 思い出コンテスト告知文ほかの日英翻訳に係る翻訳料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(観光交流局国際観光誘客課)
- 新たな滞在エリア創出に向けた豪州PR事業に係る委託契約について、遡って契約していた。(観光交流局国際観光誘客課)
- 日本在住フランス人モニターツアーに係るランドオペレーション等業務に係る委託契約外1件について予定価格調書を作成していなかった。(観光交流局国際観光誘客課)

工 危機管理局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
危機管理政策課	令和4年9月14日	実地監査
危機対策・情報課	令和4年9月14日	〃
原子力安全対策課	令和4年8月31日	書面監査
消防防災課	令和4年8月31日	〃
消防防災航空センター	令和4年8月31日	〃
消防学校	令和4年8月31日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 島根原子力発電所に関する避難計画説明会に係る施設使用料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（原子力安全対策課）

才 総務部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
総務課	令和4年8月31日	書面監査
財政課	令和4年8月22日	実地監査
政策法務課	令和4年8月31日	書面監査
税務課	令和4年8月22日	実地監査
営繕課	令和4年8月31日	書面監査
行政監察・法人指導課	令和4年8月31日	〃
情報政策課	令和4年8月31日	〃
行財政改革局 人事企画課	令和4年8月25日	実地監査
〃 職員支援課	令和4年8月25日	〃

実施機関	実施日	実施方法
行財政改革局 資産活用推進課	令和4年8月22日	実地監査
〃 職員人材開発センター	令和4年8月25日	〃
人権局 人権・同和対策課	令和4年8月31日	書面監査
総合事務センター 庶務集中課	令和4年9月5日	〃
〃 物品契約課	令和4年8月31日	〃
公文書館	令和4年8月31日	〃
東部県税事務所	令和4年8月31日	〃
中部県税事務所	令和4年8月31日	〃
西部県税事務所	令和4年8月8日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 自動車登録・検査情報都道府県提供業務委託契約について、見積合せの日時に見積書を開封すべきところを、受理日に開封していた。（税務課）
- 自動車登録・検査情報都道府県提供業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（税務課）
- 障がい者就労実習支援に係る特別旅費について、支出負担行為の事務手續が遅延していた。（行財政改革局人事企画課）
- 鳥取県職員宿舎管理業務（中部地区）の変更委託契約について、遡って契約していた。（総合事務センター庶務集中課）

力 地域づくり推進部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
市 町 村 課	令和4年8月24日	書面監査
県民参画協働課	令和4年8月17日	〃
文化政策課	令和4年8月30日	〃
スポーツ振興局 ス ポ 一 ツ 課	令和4年8月30日	〃
中山間・地域交通局 中山間地域政策課	令和4年8月4日	実地監査
〃 地域交通政策課	令和4年8月17日	書面監査
文化財局 文 化 財 課	令和4年8月30日	〃
〃 とつとり弥生の王国推進課	令和4年7月19日	実地監査
東部地域振興事務所	令和4年8月17日	書面監査
埋蔵文化財センター	令和4年7月19日	実地監査
むきばんだ史跡公園	令和4年8月8日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査に係る視覚障害者用「選挙のお知らせ」外2件の購入（印刷）について、物品請求書の決裁後に取得すべきところを決裁前に取得していた。（市町村課）
- 青谷上寺地遺跡史跡活用事業業務委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。（文化財局とつとり弥生の王国推進課）
- 鳥取西道路出土製品の樹種同定の分析依頼に係る報償費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（埋蔵文化財センター）

キ 福祉保健部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
ささえあい福祉局 福 祉 保 健 課	令和4年9月1日	書面監査
〃 福 祉 監 査 指 導 課	令和4年8月24日	〃
〃 障 が い 福 祉 課	令和4年7月19日	実地監査
〃 子 ど も 発 達 支 援 課	令和4年7月19日	〃
〃 長 寿 社 会 課	令和4年8月9日	書面監査
健康医療局 健 康 政 策 課	令和4年8月24日	〃
〃 医 療 政 策 課	令和4年8月24日	〃
〃 医 療 ・ 保 険 課	令和4年8月9日	実地監査
皆 成 学 園	令和4年8月24日	書面監査
総合療育センター	令和4年8月24日	〃
鳥 取 療 育 園	令和4年8月24日	〃
中 部 療 育 園	令和4年8月31日	〃
精神保健福祉センター	令和4年8月9日	〃
鳥 取 看 護 専 門 学 校	令和4年8月24日	〃
倉吉総合看護専門学校	令和4年8月24日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 令和3年度臨床研修指導医講習会開催事業委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（健康医療局医療政策課）

ク 子育て・人財局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
子 育 て 王 国 課	令和4年9月1日	書 面 監 査
家 庭 支 援 課	令和4年9月1日	〃
総 合 教 育 推 進 課	令和4年9月1日	〃
福 祉 相 談 セン タ ー	令和4年8月24日	〃
倉 吉 児 童 相 談 所	令和4年7月7日	実 地 監 査
米 子 児 童 相 談 所	令和4年8月9日	書 面 監 査
喜 多 原 学 園	令和4年8月9日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があつた。

ケ 生活環境部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
環 境 立 県 推 進 課	令和4年7月26日	書 面 監 査
脱 炭 素 社 会 推 進 課	令和4年8月8日	〃
衛 生 環 境 研 究 所	令和4年7月26日	〃
原 子 力 環 境 セン タ ー	令和4年7月26日	〃
循 環 型 社 会 推 進 課	令和4年8月9日	実 地 監 査
緑 豊 か な 自 然 課	令和4年8月29日	書 面 監 査
山 影 海 岸 ジ オ パ ー ク 海 と 大 地 の 自 然 館	令和4年7月6日	〃
く ら し の 安 心 局 く ら し の 安 心 推 進 課	令和4年8月29日	〃
〃 消 費 生 活 セン タ ー	令和4年7月6日	〃
〃 住まいまちづくり課	令和4年8月2日	〃
〃 水 環 境 保 全 課	令和4年7月13日	実 地 監 査

実施機関	実施日	実施方法
食肉衛生検査所	令和4年6月30日	実地監査
東部建築住宅事務所	令和4年7月6日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 物品の亡失事故について、知事への亡失報告を行っていないものがあった。（緑豊かな自然課）
- 物品（バスケットゴール）の損傷事故について、物品損傷報告書を受理していなかった。（緑豊かな自然課）
- 物品の管理について、不用決定を行う前に処分しているものがあった。（緑豊かな自然課）
- 令和3年度H A C C P導入確認検査業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（くらしの安心局くらしの安心推進課）
- 県営住宅賃料等に係る未収金の債権について、必要な事務手続を行っていなかった。（くらしの安心局住まいまちづくり課）
- 保有する固定資産について、固定資産台帳との照合を行っていなかった。（くらしの安心局水環境保全課）

コ 商工労働部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
商工政策課	令和4年8月24日	書面監査
立地戦略課	令和4年8月4日	実地監査
産業未来創造課	令和4年8月9日	〃
企業支援課	令和4年8月24日	書面監査
通商物流課	令和4年8月24日	〃
雇用人材局 雇用政策課	令和4年8月17日	実地監査
〃 とっとり働き方改革 支援センター	令和4年8月4日	〃

実施機関	実施日	実施方法
雇用材人局 産業人材課	令和4年8月24日	書面監査
〃 鳥取県立鳥取ハローワーク	令和4年8月17日	実地監査
〃 鳥取県立倉吉ハローワーク	令和4年8月24日	書面監査
〃 鳥取県立米子ハローワーク	令和4年8月24日	〃
〃 鳥取県立境港ハローワーク	令和4年8月24日	〃
産業人材育成 センター	倉吉校	令和4年8月24日
	米子校	令和4年8月24日

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があつた。

サ 農林水産部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
農林水産政策課	令和4年8月17日	書面監査
農業振興監 経営支援課	令和4年8月17日	〃
〃 農業大学校	令和4年7月27日	〃
〃 生産振興課	令和4年8月18日	実地監査
〃 農地・水保全課	令和4年9月13日	書面監査
畜産振興局 畜産課	令和4年7月26日	実地監査
森林・林業振興局 林政企画課	令和4年9月2日	〃
〃 県産材・林産振興課	令和4年8月17日	〃
〃 森林づくり推進課	令和4年7月26日	〃
水産振興局 水産課	令和4年8月17日	書面監査

実施機関	実施日	実施方法
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	令和4年8月17日	書面監査
" 食のみやこ推進課	令和4年8月17日	"
東部農林事務所	令和4年9月2日	"
東部農林事務所八頭事務所	令和4年7月6日	"
農業試験場	令和4年7月27日	"
園芸試験場	令和4年8月18日	実地監査
鳥獣対策センター	令和4年7月11日	書面監査
畜産試験場	令和4年6月10日	"
中小家畜試験場	令和4年9月13日	"
鳥取家畜保健衛生所	令和4年7月26日	実地監査
倉吉家畜保健衛生所	令和4年7月27日	書面監査
西部家畜保健衛生所	令和4年7月11日	"
林業試験場	令和4年7月26日	"
境港水産事務所	令和4年6月30日	実地監査
水産試験場	令和4年7月27日	書面監査
栽培漁業センター	令和4年7月11日	"

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県森林審議会委員の報酬及び費用弁償について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（森林・林業振興局林政企画課）
- 第55回近畿中国四国地区治山林道研究発表会審査委員長の報償費について、支出負担行為の事務手續が遅延していた。（森林・林業振興局県産材・林産振興課）
- スイカ共台新系統の現地適応性評価試験業務委託契約について、支出負担行為の事務手續が遅延していた。（園芸試験場）
- ネギ葉トロケ症状の分離菌の同定に係る委託契約について、支出負担行為の事務手續が遅延していた。（園芸試験場）
- 鳥取県園芸試験場防蛾灯設置に伴う電源延長業務委託契約について、一般競争入札の結果不落札となつたため、予定価格を増額変更していた。

(園芸試験場)

- 鳥取県有種雄牛精液事務委託契約について、積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。(畜産試験場)

シ 県土整備部

- (ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
県 土 総 務 課	令和4年8月17日	実 地 監 査
技 術 企 画 課	令和4年8月17日	〃
道 路 企 画 課	令和4年8月30日	書 面 監 査
道 路 建 設 課	令和4年9月1日	〃
河 川 課	令和4年8月31日	〃
治 山 砂 防 課	令和4年8月30日	〃
空 港 港 湾 課	令和4年8月31日	〃
淀江産業廃棄物処理施設計画審査室	令和4年8月17日	〃
鳥取県土整備事務所	令和4年6月28日	実 地 監 査
八頭県土整備事務所	令和4年8月31日	書 面 監 査
鳥 取 港 湾 事 務 所	令和4年8月30日	〃

- (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 建設業情報管理システム電算処理業務委託契約について、遡って契約していた。(県土総務課)
- 雑入(河川法第67条による原因者負担金)について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。(河川課)
- 私都川河川改修事業に伴う因美線東郡家・郡家間私都川橋りょう改築工事に関する2021年度実施協定について、遡って変更実施協定を締結していた。(河川課)
- 鳥取市が道路占用許可を行うべき土地について、誤って行政財産使用

- 許可を行い、行政財産使用料を徴収していた。（鳥取県土整備事務所）
- 鳥取県土整備事務所千代水車両基地産業廃棄物収集運搬・処分業務委託契約について、契約伺を支出負担行為書で行うべきところを一般稟議で行っていた。（鳥取県土整備事務所）
 - 資金前渡した P C R 検査料金に係る経費について、精算の事務手続が遅延していた。（鳥取県土整備事務所）
 - 仮設ユニット・備品等リース契約外1件について、変更契約が遅延していた。（鳥取県土整備事務所）
 - 土木使用料収入（道路占用料）について、調定が遅延しているものがかった。（八頭県土整備事務所）

ス 総合事務所

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
中 部 総 合 事 務 所		
県 民 福 祉 局	令和4年8月24日	書 面 監 査
倉 吉 保 健 所	令和4年8月24日	〃
環 境 建 築 局	令和4年7月6日	〃
農 林 局	令和4年8月17日	〃
県 土 整 備 局	令和4年8月30日	〃
西 部 総 合 事 務 所		
県 民 福 祉 局	令和4年8月24日	書 面 監 査
米 子 保 健 所	令和4年9月1日	〃
環 境 建 築 局	令和4年8月8日	実 地 監 査
農 林 局	令和4年7月26日	書 面 監 査
米子県土整備局	令和4年8月30日	〃
日野振興センター 日 野 振 興 局	令和4年7月26日	〃
〃 日 野 県 土 整 備 局	令和4年8月30日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 鳥取県職員宿舎管理業務（中部地区）の変更委託契約について、遡って契約していた。（中部総合事務所県民福祉局）
- 県営住宅賃料等に係る未収金の債権について、必要な事務手続を行っていなかった。（西部総合事務所環境建築局）

セ 会計管理局

- (ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
会 計 指 導 課	令和4年8月22日	実 地 監 査
統 括 審 査 課	令和4年8月31日	書 面 監 査
工 事 檢 査 課	令和4年8月31日	〃

- (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

ソ 企業局

- (ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
企 業 局	令和4年7月12日	実 地 監 査
東 部 事 務 所	令和4年7月12日	〃
西 部 事 務 所	令和4年7月12日	〃

- (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

タ 病院局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
病 院 局	令和4年7月14日	実地監査
中 央 病 院	令和4年7月14日	〃
厚 生 病 院	令和4年7月13日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

○ 病理組織検査等委託契約について、遡って契約していた。(厚生病院)

チ 教育委員会

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
教 育 総 務 課	令和4年8月24日	書面監査
教 育 環 境 課	令和4年7月28日	〃
教 育 人 材 開 発 課	令和4年8月4日	〃
教 育 センター	令和4年7月6日	〃
小 中 学 校 課	令和4年8月17日	〃
特 別 支 援 教 育 課	令和4年7月19日	〃
高 等 学 校 課	令和4年8月4日	〃
いじめ・不登校 総合対策センター	令和4年6月21日	〃
社 会 教 育 課	令和4年7月12日	〃
図 書 館	令和4年7月4日	〃
人 権 教 育 課	令和4年7月26日	〃
美術館整備局 美術館整備課	令和4年8月24日	〃
博 物 館	令和4年8月24日	〃
体 育 保 健 課	令和4年7月19日	〃

実施機関	実施日	実施方法
東部教育局	令和4年6月27日	書面監査
中部教育局	令和4年6月21日	〃
西部教育局	令和4年6月21日	〃
鳥取東高等学校	令和4年6月27日	〃
鳥取西高等学校	令和4年6月21日	〃
鳥取商業高等学校	令和4年6月21日	〃
鳥取工業高等学校	令和4年6月21日	〃
鳥取湖陵高等学校	令和4年6月21日	〃
鳥取緑風高等学校	令和4年6月21日	〃
青谷高等学校	令和4年7月29日	〃
岩美高等学校	令和4年8月31日	〃
八頭高等学校	令和4年6月21日	〃
智頭農林高等学校	令和4年6月27日	〃
倉吉東高等学校	令和4年7月4日	〃
倉吉西高等学校	令和4年8月24日	〃
倉吉農業高等学校	令和4年7月4日	〃
倉吉総合産業高等学校	令和4年8月17日	〃
鳥取中央育英高等学校	令和4年8月9日	〃
米子東高等学校	令和4年7月4日	〃
米子西高等学校	令和4年6月30日	実地監査
米子高等学校	令和4年6月21日	書面監査
米子南高等学校	令和4年8月9日	〃
米子工業高等学校	令和4年7月29日	〃
米子白鳳高等学校	令和4年8月30日	〃
境高等学校	令和4年6月27日	〃
境港総合技術高等学校	令和4年8月17日	〃
日野高等学校	令和4年6月27日	〃
鳥取盲学校	令和4年6月27日	〃
鳥取聾学校	令和4年6月27日	〃
鳥取養護学校	令和4年7月4日	〃
白兎養護学校	令和4年7月27日	〃
倉吉養護学校	令和4年8月24日	〃
皆生養護学校	令和4年6月17日	〃
米子養護学校	令和4年8月9日	〃

実施機関	実施日	実施方法
琴の浦高等特別支援学校	令和4年6月21日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- G I G Aスクール構想を踏ました教育系ネットワーク増強業務に係る契約について、変更契約締結の事務手続に係る支出負担行為が遅延していた。（教育環境課）
- 雜入（グローバルリーダーズキャンパス最優秀受講者表彰式出席に係る経費）について、令和元年度にすべき調定等を行っていなかった。（小中学校課、高等学校課）
- 共同企画展「不滅の刀～よみがえる伯耆国の赤羽刀～」に係る輸送・展示等業務委託契約について、支出負担行為の事務手續が遅延していた。（博物館）
- 屋上補給水管修繕工事（消防修繕）について、支出負担行為を行っていないかった。（智頭農林高等学校）
- Google Workspace for Education管理者研修に係る委託料について、支出負担行為の事務手續が遅延していた。（倉吉東高等学校）
- 産業廃棄物の収集運搬及び処分委託業務に関する契約について、契約期間終了後に変更契約を締結していた。（米子東高等学校）
- 現金収納した証明書発行手数料に係る歳入金について、指定金融機関等への払込が遅延しているものがあった。（米子工業高等学校）
- 学校敷地内（グラウンド）の樹木剪定等に係る委託契約について、支出負担行為の事務手續が遅延していた。（境高等学校）
- 貸切バス代金（使用料及び賃借料）について、支出負担行為の事務手續が遅延していた。（日野高等学校）

ツ 警察本部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
警察本部	令和4年8月24日	書面監査
鳥取警察署	令和4年8月8日	〃
郡家警察署	令和4年8月3日	〃
智頭警察署	令和4年8月3日	〃
浜村警察署	令和4年8月3日	〃
倉吉警察署	令和4年7月7日	実地監査
琴浦大山警察署	令和4年8月1日	書面監査
米子警察署	令和4年8月17日	〃
境港警察署	令和4年8月9日	〃
黒坂警察署	令和4年8月9日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があつた。

テ 監査委員事務局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
監査委員事務局	令和4年8月1日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

ト 人事委員会事務局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
人事委員会事務局	令和4年8月9日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があつた。

ナ 労働委員会事務局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
労働委員会事務局	令和4年8月1日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかつた。

ニ 県議会事務局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
県議会事務局	令和4年8月9日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があつた。

第2 定期監査の監査意見

1 あんしんトリピーメール・あんしんトリピーなびの利用促進について

(危機管理局危機対策・情報課)

「あんしんトリピーメール」は、平成22年4月1日に主として自然災害に関する情報を携帯メールも含めたメールユーザーに提供するプッシュ型の情報ツールとして運用開始し、その後ライフライン情報、生活関連情報などを順次対象情報に加えてきており、市町村も自ら情報提供が可能なシステムである。

また、平成30年12月25日に運用を開始した鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーナビ」は、あんしんトリピーメールの情報を含めて、スマートフォン、タブレットの利用者に発信しているシステムである。

しかし、今年度発生した携帯電話の通信障害の際には、一部の携帯メールでは適時に情報が届けられない状況が発生したため、県が期待する「適切な行動を支援する有効な手段」となり得なかった。

については、県民に災害情報の入手方法を複数確認しておくことを周知していくとともに、県が運用しているあんしんトリピーメール、あんしんトリピーなびについても、可能な限り両方を登録してもらい、県の発信するプッシュ型の情報をより確実に得られるよう、登録者数の目標を定めたり、積極的な広報を行うなど、利用促進を図られたい。

2 獣医師資格を要する職員、土木技師等技術職員の確保について

(総務部行財政改革局人事企画課

生活環境部環境立県推進課、くらしの安心局くらしの安心推進課

農林水産部農林水産政策課、畜産振興局畜産課

県土整備部県土総務課、技術企画課)

いずれの職員も大学生への説明会開催などの所管部局の様々な努力や初任給調整制度の拡充にもかかわらず、近年、新規採用募集人員が充足されていない状況が継続している。

背景には給与の官民・地域格差や生活基盤についての民間指向・都市指向などの要因に加え、獣医師では小型動物(ペット)指向、土木技師では地図に残る仕事に直接携わることができる民間指向が強く、行政業務への理解不足とそのために

生じる働きがいへの理解不足もあると考えられる。

については、いずれも行政における役割や業務内容、生活環境などについて大学入学後の早い時期から理解を得るために、学校訪問や職場見学など、これまでの取組を継続充実されたい。

また、獣医師の採用については、初任給調整に関する評価を聞くなど、経済的な側面での効果的な対応を引き続き調査することや就学に関する支援として、給付型奨学金の設定・充実など大学での学びの不安解消を含め、有効な人材確保策を検討されたい。

さらに、土木技師の採用については、全国的に自治体の多くで定員割れが生じている状況であり、志望者確保のための競争が自治体の公的セクションで生じている現状がある。このような現状の抜本的な解決を図るため、土木部門の専門人材の養成を一層進めるよう、国に要望されたい。

3 空き家対策について

(地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課)

空き家問題は既に全国的に大きな課題であるが、来年にピークアウトを迎えるとされる一般世帯数が今後減少していくことにより、空き家問題の深刻化がより進展していくことが予想される。

また、空き家率の上昇が自治体の財政にも悪影響を及ぼし、過去に生じた自治体の財政破綻について高い空き家率との関連性の指摘もある。

空き家対策は通常、既存住宅の活用、処分及び新たな空き家発生防止の方向で行うことになると考えられ、県としてもこれらに対応した取組が行われているものの、大きな進展はできていないものと見受けられる。

については、不動産業界や福祉分野とのさらに踏み込んだ連携や、空き家除却を支援する取組の継続、新たな空き家発生抑制に向け県民に考えてもらうための仕掛けづくりなど、改めて危機感を各関連機関と共有し、広く意見を求め、空き家問題を好転させるための有効な手段を定期的に検討し、実行されたい。

4 発掘された埋蔵文化財の整理、保存及び利活用について

(地域づくり推進部文化財局とつとり弥生の王国推進課、埋蔵文化財センター)

大型公共事業の施工に伴って出土した埋蔵文化財については、トリアージが進行しているが、まだ未調査の出土品が多い。

しかしながら、平成28年度に実施した定期監査で「出土品の収蔵保管スペースについて」監査意見を提出したが、現状の保管施設は老朽化に伴って本来の目的に沿った使用はされなくなった体育館など保存環境として不十分な場所が多く、全体的に手狭であり、雨漏りなどの不具合も散見される。

近年の出土物には木製品も多く、暫定的とはいえ保管だけでなく、重要な出土品の今後の保存処理にも保管中の損傷・棄損の恐れがあるなど、課題があると言わざるを得ない。

については、保存処理のサイクルが速い処理法の確立などにより、保存処理を加速させるとともに、暫定的に保管している施設の最低限の機能保全及びより状態のよい施設への出土品の移設等を引き続き検討されたい。

また、最終的に保存することになった出土品について、実物展示に加え、用途やその成果などを視覚的に紹介するバーチャル画像を制作・公開することにより、より多くの人への文化財の意義の啓発に努められたい。

5 テレワーク導入の推進について

(商工労働部雇用人材局とつとり働き方改革支援センター)

新型コロナウイルス感染症対策を契機に周知の進んだテレワークであるが、まん延防止の観点だけではなく、多様な働き方による人材確保、B C P 対策の一環、付随してデジタル化が促進されることによる業務効率化等の多くのメリットが明らかになってきている。

一方で業態・業種によっては、顔を合わせないこと等によるデメリットも指摘されてきている中で、常時一律に運用するのではなく、柔軟な活用方法を模索することで多くの企業が上記メリットを享受できる可能性があるものと考えられる。このような中で、本県においてはテレワークの必要性や有用性が十分認識されていないことから、企業のテレワーク実施状況は12.5%と低い状況にある。(令和3年6月、鳥取県中小企業団体中央会調査による。)

テレワークの目的は、職場以外の場所から業務をできるようにすることだけで

はなく、生産工程などの見直し、働き方の質やあり方、さらには生活の質まで変えていく可能性を有しており、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、作業方法の見直しなどによる企業経営の効率化にも資するものと期待されるところである。

については、これまでに県が携わってきた企業の好事例やノウハウなどを可能な限り多くの企業に広く伝えるなど、テレワークの可能性について、周知を進められたい。

併せて、これまで活用されてきた補助制度についても、テレワーク導入の動機付けとなることが期待されるため、活用事例の広報などにより、一層の周知を図られたい。

6 河川・道路ボランティアについて

(県土整備部技術企画課)

県が管理している道路、河川、海岸等の環境美化や維持管理に積極的に参画していただく河川・道路ボランティアについては、徐々に登録団体数及び交付金額も増加してきている。その一方、今後は、人口減少や高齢化等から、活動水準の低下等も懸念されるところである。ボランティアについては、活動単位の多くが地縁団体となっており、事前登録も必要なため、地域のコミュニティとのかかわりの少ない個人が新たに参画するにはハードルが高い面も見られる。

については、都市部や農村部などで地域性が異なることも踏まえ、地域の実情や今後の懸念材料など実態の確認と検討を行いながら、複数の地縁団体やN P O法人との連携を図るなど、今後も持続可能な取組・活動となるよう検討されたい。

また、イベント的な活動として、県外者なども含む個人単位での参加を一層拡大するなど、新たに参加しやすい仕組の拡充も検討されたい。併せて個人単位での参加者には、団体への登録も促すとともに、若年層への積極的な参加を呼びかけることも検討されたい。

(再掲) 行政監査の監査意見

次の事項について検討の上、改善を図られたい。

- 1 国費担当課（法定受託事務として国の会計事務を行う課）はもとより、関連する事務を処理する地方機関を含めて職員に国費事務について、理解促進を図ること。
- 2 国費事務処理に関するマニュアルについて、必要な改正を行うとともに、関係職員への理解の促進を図ることと併せて、会計指導課が国費の決算見込額を照会する際には、別系統の業務である国の官庁会計システムでの支出負担行為額と県の財務会計システムでの収入済額の整合性を確認させた上で報告すること。

また、国費事務の各段階において課長や課長補佐が具体的に関わることを担保する方策を取り入れて実効性を確保すること。（例：会計指導課への確認報告等は課長又は課長補佐が自らのパソコンで回答する。）

- 3 1、2を前提として、組織的な進捗管理、履行確認についてその徹底を図るよう業務適正化において重要なリスクへの位置付けや業務点検チェックリストの見直しなど、具体的な対応を行うこと。

また、国費事務に限らず、会計処理全般について確実な確認行為が行われるよう意識醸成を図るとともに、具体的な方策とその確実な励行を確認する実効性のある取組と活動を進めること。

- 4 会計指導課及び国費担当課において、国費収入事務を処理できる職員をあらかじめOJTなどの手法により複数養成しておくこと。
- 5 会計指導課と各国費担当課との連携を密に行うこと。また、職員間の事務引き継ぎについては、上司が内容を確認するなど、漏れのないように徹底すること。
- 6 事務改善を組織的に進めること。

第3 定期監査の重点事項の調査結果

手数料収入の事務手続について

令和3年10月1日に鳥取県収入証紙条例が廃止された。令和3年度決算に関しては、収入証紙とそれに代わる納付方法の両方の取扱いがあり、新たな納付方法に応じた事務手続に着目した監査が必要であること、また、収入証紙を廃止したことによるメリット（県民の利便性向上）が十分に発揮されているか確認し、今後の適正な事務の執行に資するため、令和3年度決算に係る重点事項として監査を実施した。

1 監査対象及び方法

(1) 調査対象機関

監査対象222機関の中で事務監査を実地で行った42機関のうち、手数料収入に係る新たな収納方法による取扱いのあった14機関（会計指導課含む。）

（※令和3年度決算において収入証紙の取扱いのある101機関のうち14機関）

(2) 調査対象とする収入科目

新たな収納方法により徴収する歳入

○ 使用料及び手数料（主な例）

旅券手数料（県手数料に限る。）、納税証明書交付手数料、と畜検査手数料、食品営業許可等手数料、狩猟免許等手数料、漁船登録手数料、建設業許可手数料、自動車運転試験手数料、全日制高等学校入学料、入学選抜手数料

(3) 調査の範囲

新たな収納方法の種類及び経過措置に係る事務手続ごとに調査を行った。

ア POSレジによる窓口収納（※）

イ 4連式納付書による納付

ウ 証紙徴収整理簿兼証紙収入状況報告の登録

エ 未使用収入証紙の還付手続等

※POSレジによる窓口収納：本庁舎、総合事務所、免許センター、警察署（小規模警察署を除く。）窓口に設置されている専用レジによる収納

(4) 調査対象収入科目の選定

調査対象とする新たな収納方法により収納した手数料を以下により選定した。

- ア 対象とする手数料の選定は、収入科目が複数ある場合は、一機関5科目とする。
- イ 上記アが5科目に満たない場合は、全ての科目を選定する。

(5) 調査の方法

- ア 選定した科目について、申請書等、証紙徴収整理簿兼証紙収入状況報告データベースの確認及び聞き取りにより手数料収納の状況を把握した。
※調査対象：手数料25種類についての申請書等44,430件中7,796件（約18%）
- イ また、担当者から収入証紙制度が廃止となり新たな納付方法となったことについての効果や困りごと、改善すべき点等について聞き取りを行うとともに、地方自治法第199条第8項の規定に基づきPOSレジ収納窓口外部委託先や申請者に関する調査を実施し、同様に聞き取りを行った。

2 重点調査項目

調査対象収入科目について、確認した項目は、以下のとおりである。

(1) POSレジによる窓口収納について

- ア 所定の金額の県提出用レシートまたは領収証書が添付されているか。
- イ レシート紛失時の対応は適正か。
- ウ 未申請者等への還付手続は適正か。

(2) 4連式納付書による納付について

- ア 使用期限（納付期限）の周知は適正か。
- イ 所定の金額の納付済証が申請書に添付されているか。
- ウ 事後調定を行っているか。
- エ 調定額と申請のあった手数料額が一致しているか。または差額があった場合、件数及び金額を把握しているか。
- オ 未申請者等への還付手続は適正か。
- カ 納入年度経過後の申請手續は適正か。

(3) 証紙徴収整理簿兼証紙収入状況報告への登録について

- ア POSレジ収納分、4連式納付書による納付分を証紙徴収整理簿に誤って記載していないか。
- イ 証紙で受け付けたものは、証紙徴収整理簿に記載され、証紙収入状況報告を行っているか。

(4) 未使用収入証紙の還付手続等について

- ア 還付手続に係る手数料の金額に誤りはないか。
- イ 請求書の内訳欄に記載された額面額ごとの枚数及び合計額と返還する収入証紙の枚数及び金額が一致しているか。
- ウ POSレジで収納された手数料について、事後調定及び更正処理は適正か。

(5) その他

- その他、不適切な事項はないか。

3 監査結果

(1) 総 括

重点調査項目を調査した結果、不適切な事項は2件であった。

(2) 重点調査項目についての調査結果【() 数字は不適切事項の件数】

- ア POSレジ収納窓口に係る事項
処置する事項は認められなかった。
- イ 4連式納付書による納付に係る事項
○注意に該当するもの
申請者が保管すべき領収証書を貼付していた。 (1)
- ウ 証紙徴収整理簿兼証紙収入状況報告登録に係る事項
処置する事項は認められなかった。
- エ 未使用収入証紙の還付手続等に係る事項
処置する事項は認められなかった。
- オ その他
○注意に該当するもの
徴収及び収納事務の外部委託に係る告示を行っていなかった。 (1)

(3) 新たな納付方法となったことについての意見聴取の概要

収入証紙制度が廃止となり、証紙によらない新しい納付方法が導入されたことについて調査対象機関及び関係者に聞き取りを行ったところ、主な内容は次のとおりであつ

た。

ア 調査対象機関

(ア) 良かった点

- ・証紙があった頃は、証紙販売所の案内（場所、受付時間）や、間違って印紙を買わないようになど説明していたが、コンビニ収納となったことで、説明が楽になった。
- ・保護者からは、コンビニで納付できるので便利であるとの声があった。

(イ) 改善を希望する点

- ・以前は、証紙データベースに入力すれば、予算主務課が、収入調定を行っていたが、証紙廃止後は、徴収委託及び納入通知書発行の収納方法に変更したため、所属において収入調定をその都度することとなり、事務量が増えている。

(ウ) その他

- ・P O S レジ収納（警察関係除く。）における、キャッシュレス利用率は、令和3年10月～令和4年3月の全体で、件数ベースで6.5%、金額ベースで7.5%であった。

イ 関係者（P O S レジ収納窓口）

(ア) 良かった点

- ・クレジットカード、電子マネーが使えるようになり便利との声を聞く。
- ・決済方法が増えた事で利便性が良くなったという声を聞く。

(イ) 改善を希望する点

- ・証紙は買い置きできるが、担当課とP O S レジ収納窓口を往復しなければならない。
- ・バーコードの付された納付票を持たずに窓口に来られる申請者がたびたびある。
- ・申請者に手続の仕方が伝わっていないため、収納時に問われることが多い。
- ・申請者本人用レシートに「領収証」と記載があると良いのにとよく言われる。
- ・収入証紙は銀行でまとめて購入できたのに、警察窓口でしか支払えなくて不便である。
- ・手数料を現金で支払後、カード決済ができることが分かり、一度、現金の返納処理し再度カード決済処理すると時間がかかるので、県民にカード決済ができる事を周知してもらいたい。
- ・クレジット、電子マネーなど使用できるものの一覧表を作成し、申請者に提示できるようにしてもらいたい。

ウ 関係者（申請者）

（ア） 良かった点

- ・キャッシュレス決済が行えるようになり良かった。
- ・収入証紙販売店に行かなくても良くなった。
- ・収入証紙を貼る手間がなくなった。
- ・夜間休日等も納付できるようになった。

（イ） 改善を希望する点

- ・収入証紙はまとめて購入できたが、POSレジ収納では都度支払う必要があり手間が増えた。
- ・所管課でバーコード付納付票又は納付書を受け取り、その後納付場所で納付し、再度所管課に提出しなければならず手間が増えた。
- ・POSレジ収納で良いが、もう少し複数の場所で納付できるようになると助かる。
- ・証紙が廃止されたことを申請時に初めて知った。
- ・電子申請と併せて手数料も電子納付ができるようになると便利。

4 監査意見

(1) 徴収及び収納事務の外部委託に係る告示について

収入証紙廃止に伴い、手数料の徴収委託契約を締結していたが、告示を行っていない事例があった。公金の取扱事務を私人に委託した場合は、広く県民に周知するため、告示が必要であったが、担当者及び上司の関係規程等への認識不足により、発生したものと思われる。

については、関係諸規定に基づく適正な処理について周知徹底を図られたい。

(2) 県民のさらなる利便性向上について

収入証紙制度の廃止に伴い申請者等からは、「P O S レジ収納窓口での手数料納付票等の持参がないため、あらためて所管課に受け取りに行った。」との事例が散見されたことや、そもそも「申請の際に初めて証紙の廃止を知った。」との意見も聞かれた。制度に対する周知は行われてきたものと認識しているが、このような状況を踏まえると足りない部分もあると考えられ、様々に工夫した周知方法の検討も必要ではないか。

また、「申請にあたっては、納付票等を所管課で入手の上、売店等のP O S レジで払込みを行い、再度所管課に申請に行くといった手順に手間を感じる。」方もあると聞いている。県のウェブページに納付票等を掲載することで、一定程度の対応が可能であるが、県では十分に行われていないものが見受けられ、ウェブページで対応できるとの更なる周知も必要と考える。

については、申請者の利便性がさらに図られるよう、納付手順等の工夫やそのために必要な事務手続を進められたい。

なお、今後分野を問わず重要な制度の新設や変更に当たっては、関係者団体等への協力依頼を含め、事務手続等の周知を徹底されたい。

電子申請システムにおいては、電子申請と併せてクレジットカードのほか、ペイジー（※）による電子納付が可能となり、また、電子収納に係る手数料を、利用者負担から県負担へ既に変更するなどの取組を進めているところである。また、国システム等の都合により電子申請ができなかったものについても、国の申請手続の電子化に併せ、手数料の電子納付を検討されている所属もある。このような取組は利用者の利便性向上のため、今後とも導入が検討されるべきと考える。

については、重点事項調査の結果を参考に、それぞれの手数料の特性や個々の取扱窓口の配置状況の確認を行った上で、費用対効果も勘案の上、多様な納付方法が選択できるよう検討するなど、さらなる利便性向上を図られたい。

※ペイジー（Pay-easy）：パソコン、スマートフォンからネットバンキング等で納付する電子決済サービス

(3) 未使用収入証紙の還付の周知について

収入証紙条例廃止に係る経過措置により、使用されなかった購入済の収入証紙については、保有者の還付請求により返還することが可能であり、ウェブページ等で周知しているところである。

ついては、期限到来直前の適期での広報などを含め、引き続き、未使用の収入証紙は還付が可能であることについて、周知徹底を図られたい。

5 部局別の状況

調査対象機関の状況は下表のとおりである。

区分	機関数	証紙取扱 機関数	調査実施 機関数	手数料 調査種類	確 認 項 目					対象件数 (申請書類)	調査件数 (申請書類)	
					POSレジ 収納	4連式 納付書	収入状況 等報告	還付 手続	その他			
					処置 件数	処置 件数	処置 件数	処置 件数	処置 件数			
知 事 部 局	新型コロナウ イルス感染症 対策本部	3	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0
	令和新時代 創造本部	6	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0
	交流人口拡 大本部	8	2	1	1	0	0	0	-	0	449	247
	危機管理局	6	1	0	0	0	0	0	-	0	0	0
	総務部	18	6	1	2	0	0	0	-	0	981	90
	地域づくり推 進部	11	1	0	0	0	0	0	-	0	0	0
	福祉保健部	15	6	1	1	0	0	0	-	0	13	2
	子育て・人財 局	7	2	0	0	0	0	0	-	0	0	0
	生活環境部	13	7	2	3	0	0	0	-	1	41,874	7,159
	商工労働部	14	3	0	0	0	0	0	-	0	0	0
	農林水産部	26	11	3	7	0	0	0	-	0	139	82
	県土整備部	11	5	2	2	0	1	0	-	0	293	78
	総合事務所	12	10	1	5	0	0	0	-	0	51	19
	会計管理局	3	1	1	-	0	0	0	0	0	-	-
企業局		3	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0
病院局		3	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0
教育委員会		49	36	1	2	0	0	0	-	0	279	100
警察本部		10	10	1	2	0	0	0	-	0	351	19
各種委員会等		3	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0
県議会事務局		1	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0
合計		222	101	14	25	0	1	0	0	1	44,430	7,796

6 収入証紙条例廃止に係る経過措置について

令和3年9月30日までに購入された収入証紙については、令和3年10月1日から令和4年3月31日まで使用することが可能であり、実際に使用された収入証紙による収入額（狩猟税除く。）は、13,598,160円であった。

また、使用しなかった購入済の収入証紙を保有している者は、令和3年9月30日までの間、収入証紙を知事に返還して、収入証紙額面から手数料3.3%を控除了した金額の還付を受けることができる。なお、令和3年10月1日から令和4年3月31日までに還付された金額は、540,615円（額面559,020円）であった。

(参考 1)

令和3年度決算に係る定期監査の処置の概要

1 件 数

(単位：件、(機関))

区分	勧告	指摘	注意	合計
本庁	1(1)	36(24)	156(65)	193(71)
地方機関	0(0)	20(15)	125(60)	145(64)
合計	1(1)	56(39)	281(125)	338(135)

(注) 合計欄は実件数又は実機関数であり、重複により各内訳の合計と一致しないことがある。

(参考)

(単位：件、(機関))

区分	勧告	指摘	注意	合計
令和2年度決算	0(0)	38(32)	359(136)	397(142)
令和元年度決算	0(0)	42(34)	316(128)	358(136)
平成30年度決算	—	34(27)	408(111)	442(114)

(注) 勧告は、平成29年の地方自治法の改正により令和2年4月（令和元年度決算）から適用された。

2 事項別内訳

(1) 勧告

区分	件数	主な内容
予算事務	0(0)	—
収入事務	1(0)	未収金が多額 [1]
支出事務	0(0)	—
契約事務	0(0)	—
補助金等事務	0(0)	—
工事の執行事務	0(0)	—
財産管理事務	0(0)	—
その他の事務	0(0)	—
合計	1(0)	

(注) 件数欄の()内は前年度の件数、主な内容欄の[]内は本年度の件数である。

(2) 指摘

区分	件数	主な内容
予算事務	0(0)	—
収入事務	8(1)	調定漏れ [2]、債権管理手続の不適正 [2]、未収金が多額 [1]
支出事務	35(27)	支出負担行為が適期に行われていない [33]、精算の遅延 [1]、委託料の未払 [1]
契約事務	8(7)	予定価格調書の未作成等 [4]
補助金等事務	0(1)	—
工事の執行事務	0(0)	—
財産管理事務	5(2)	物品の取得・処分事務の不適正 [2]、固定資産台帳との照合の未実施 [1]
その他の事務	0(0)	—
合計	56(38)	

(注) 件数欄の()内は前年度の件数、主な内容欄の[]内は本年度の件数である。

(3) 注意

区分	件数	主な内容
予算事務	0(1)	－
収入事務	79(100)	多額の未収金〔31〕、調定の遅延〔7〕、納入期限の設定誤り〔7〕
支出事務	31(29)	審査を受けていない〔7〕、支払遅延〔7〕、支出金額の誤り〔6〕
契約事務	101(127)	見積書の不適正〔12〕、検査員の任命の不適正〔11〕、予定価格の積算の不適正〔10〕、適期に完了確認をしていない〔8〕
補助金等事務	19(39)	交付決定の遅延〔6〕
工事の執行事務	0(0)	－
財産管理事務	51(61)	物品管理の事務手続の不適正〔20〕、物品の取得・処分事務の不適正〔16〕、郵券受払簿の未確認・遅延〔14〕
その他の事務	0(2)	－
合計	281(359)	

(注) 件数欄の()内は前年度の件数、主な内容欄の〔 〕内は本年度の件数である。

3 不適正事務の発生要因

(単位: 件、 %)

区分	件 数				割合 〔前年度〕
	勧告	指摘	注意	計	
①上司の進行管理不足	1	10	16	27	8.0 [15.1]
②上司の内容確認不足	—	5	55	60	17.8 [28.0]
③担当者や上司の関係規程等への認識不足等	—	17	135	152	45.0 [38.8]
④担当者の失念、判断誤り	—	16	29	45	13.3 [2.0]
⑤団体の書類提出の遅延等	—	3	13	16	4.7 [7.0]
⑥その他（多額の未収金がある等）	—	5	33	38	11.2 [9.1]
合 計	1	56	281	338	100.0

(注) 区分欄の発生要因は、鳥取県監査実施要綱第16条に規定する事務監査結果報告書の項目別に分類している。

4 その他の留意事項

3の項目以外に、組織間・担当者間での連携、連絡、引継ぎの不徹底に起因する不適正事案（勧告1件を含む。）が散見された。なお、業務適正化評価報告書意見書でも、一部顕著な案件について言及している。

関係機関等との連絡調整が不十分であった件数 (単位: 件)

区分	件数	関係機関
勧告	1	県の関係課
指摘	9	県の関係課（7件） 県以外の外部機関（2件）

(参考 2)

監査処置基準等について

1 烏取県監査実施要綱（抜粋）

別表第3（第5条関係）

監査処置基準

処置区分	処置の事案	処置の内容
勧告	次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの 1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく勧告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める
指摘	1 法令に違反したもの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考 上記の処置区分による処置が適当でないと認められるときは、他の処置をすることができる。

2 監査処置基準の運用指針（抜粋）

区分	項目	指摘の具体的基準
1 予算	○予算執行の不適正	○債務負担行為又は予算流用が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○繰越手続きがなされていないもの ・全部
	○その他	○その他予算事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
2 収入	○調定の不適正	○調定漏れ又は調定金額が誤っているもの ・合計額5万円以上 ○調定の遅延しているもの ・合計額50万円以上で3か月以上 ・合計額10万円以上で6か月以上 ○納定期限が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○年度区分又は収入科目を誤っているもの ・重大なもの又は著しいもの
	○現金収受の不適正	○直接収納した収納金の払込みの遅延しているもの ・合計額5万円以上で1週間以上 ・合計額1千円以上5万円未満で1か月以上 ○現金、有価証券の保管又は取扱いが適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○現金（有価証券）領收証書の取扱いが適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○未収金の整理の不適正	○未収金に対する措置が適正を欠くもの ・重大なもの又は著しいもの ・未収金額が1百万円以上の案件のうち、取組が特に不十分と認められるもの
	○その他	○その他収入事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
3 支 出	○支出負担行為の不適正	○支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの ・全部 ○必要な審査を受けていないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○支出命令の不適正	○支出金額の誤っているもの ・合計額5万円以上 ○支払いの遅延しているもの ・延滞金を支払ったもの ○資金前渡又は概算払の精算の遅延しているもの ・返納額の合計額10万円以上で1か月以上 ・返納額の合計額1万円以上で3か月以上 ・返納額の合計額1千円以上1万円未満で6か月以上 ○歳出戻入が遅延しているもの ・返納額の合計額10万円以上で1か月以上 ・返納額の合計額1万円以上で3か月以上 ・返納額の合計額1千円以上1万円未満で6か月以上
	○その他	○その他支出手務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
4 契 約	○予定価格の不適正	○予定価格が決定されていないもの ・競争入札に付したもの又は1件100万円以上のもの ○積算が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○入札手続き等の不適正	○業者の選定及び入札手続きの適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○随意契約の不適正	○見積書が適正でないもの又は不足するもの ・重大なもの又は著しいもの
	○契約書の不適正	○契約書の作成手続きが適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの（契約締結事務の遅延は支出による） ○契約書の内容が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの（暴力団排除条項・再委託・追完請求など）
	○契約保証金等の不適正	○契約保証金又は入札保証金の免除が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○契約変更の不適正	○契約変更の理由、金額及び手続きの適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○履行確認の不適正	○適期に完了確認をしていないもの又は不十分なもの ・重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他契約事務に關し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの（契約書等に規定された完了報告書等の受理について6か月以上の遅延）
5 補助金等	○補助金等の交付事務の不適正	○交付申請（変更を含む。）が遅延しているもの ・交付要綱・通知等で提出期限があるもののうち6か月以上の遅延 ・提出期限の定めがないもので、既に事業着手している単県事業のうち6か月以上の遅延（やむを得ない事情がある場合を除く） ・提出期限の定めがないもので、既に事業完了している単県事業のうち6か月以上の遅延（災害等、要綱等により事業完了後交付申請するものを除く） ○交付決定が遅延しているもの ・重大なもの又は著しいもの（6か月以上の遅延） ○実績報告書が提出されていないもの若しくは遅延しているもの又は内容が不適当なもの ・重大なもの又は著しいもの（遅延については6か月以上のもの） ○額の確定が遅延しているもの ・単県事業で出納整理期間を超えるもののうち6か月以上の遅延 ・単県事業で実績報告提出後1か月以上の遅延のうち6か月以上の遅延 ・国庫補助事業で国の確定通知受理後1か月以上の遅延のうち6か月以上の遅延

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
5 補助金等	○その他	○その他補助金事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
6 工事の執 行	○その他	○その他工事の執行に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
7 財 产	○県有財産及び物品の取得又は処分の不適正	○取得又は処分の事務手続きが適正でないもの ・著しいもの
	○県有財産及び物品の管理の不適正	○管理の事務手続きが適正でないもの ・著しいもの
8 その他	○その他	○1から7の区分の各項目に該当しない適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

注1 処置基準で指摘となる「重大なもの又は著しいもの」等は、類似項目に設定された基準との権衡を考慮して判断する。

- 2 特別な事情のあるものは上記基準と異なることもある。
- 3 上記基準に該当する場合であっても、次に該当する場合には原則として処置しない。
 - (1) 部局長協議
会計規則・要綱・通知等に問題があるため、部局長協議を行って改善を求めることが適当であるもの。
 - (2) 行政監査対応
当該年度に実施する行政監査のテーマに合致するものであり、行政監査の結果として改善を求めることが適当であるもの。
- 4 物品については原則として物品事務取扱規則第3条第1項(1)に定める備品について適用する。